

# そこが知りたい

## 市議会

### Q & A

#### Q 議員の権限とは？

**A** 住民の代表として重大な職責を遂行するため主要な権限として次のようなものがある。

#### (1) 発言権

議案等について、議長（委員長）の許可を得て、質疑、討論、質問、異議の申し出、動議要求等、必要な発言をすることができる。

#### (2) 質問権

当該団体の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。これは住民の代表として固有の権利である。

#### (3) 表決権

問題となった案件に対して賛成・反対の意思を表示する権限。発言権と並んで最も重要な権限。表決によって議会の意思が決定される

からである。

#### (4) 臨時会の招集請求権

#### (5) 本会議の開議請求権

#### Q 議員の義務とは？

#### A 主なものとして

#### (1) 会議に出席する義務

理由なく欠席することは、議員たる自分を自ら放棄し、その職務を果たさないことになる。ただし、事故のため出席できないときは、その理由を付け、開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。

(2) 常任委員就任の義務

(3) 規律を守る義務

議員は、規律を尊重し、議会の秩序維持に努める義務がある。

(4) 秘密保持の義務

### 編集後記

合併してやがて12年が過ぎようとしており、現議会広報編集特別委員での議会だよりはの発刊も残すところ、あと1回となりました。今議会の議員の任期は5月13日までであり、平成30年第1回定例会報告の議会だよりが皆さんの元に届く頃は市議会議員が不在になる頃と思います。議会だよりの発刊については、議会中継と録画放映がされているのでいらぬとの意見も聞きますが、中継や録画放映が見れない方にとっては、議会活動や委員会活動を知る唯一の手段であり、時間があるとき、もう一度見たいときなど大変便利です。

平成18年9月1日発行の第1回議会広報を見ながら6月の改選後も12年間試行錯誤しながら培われた議会だよりを続けて頂きたいと思っています。

議会広報編集特別委員 下田利春

**議会を傍聴しましょう!!**  
**次回の定例会は2月22日開会の予定です。**

南島原市議会は市民の皆様のお越しをお待ちしています。詳しくは議会事務局へお尋ねください。  
 電話 **0957・73・6611**



【発行責任者】

議長 中村 一三

委員長 金子憲太郎  
 副委員長 中村 久幸  
 委員 田中 次廣  
 委員 吉田幸一郎  
 委員 隈部 和久  
 委員 下田 利春  
 委員 松永 忠次



この南島原市議会だよりは環境にやさしい「再生紙」と「植物性大豆油インキ」を使用しています。

※議会だよりに、ご意見、ご感想がありましたら、議会事務局「議会だより」係までお願いします。  
 〒859-2202 南島原市有家町山川58番地 ☎0957-73-6611  
 メールアドレス:gikai@city.minamishimabara.lg.jp